

遺言には大きく分けて「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の2種類があります。自筆証書遺言とは、遺言者が遺言書全文を（日付・署名も）自筆（手書き）で書く遺言です。これについては、平成31年1月13日に施行された改正民法で、財産目録の部分だけはパソコン等で作成してもよいことになりました（ただし、その各ページには署名・押印が必要）。さらに令和2年7月10日から、自筆証書遺言を法務局（登記所）で保管してくれるようになってきました。

自筆証書遺言は確かに使い勝手がよくなりました。ですが私は、相談される方により、自筆証書遺言と公正証書遺言とを使い分けるように勧めています。

### ●自筆と公正証書との確実性の違い

自筆証書遺言と公正証書遺言の決定的な違いは、その確実性にあります。自筆証書遺言は誰にも知られず、しかも法務局に保管してもらえて一見安心であるように見えます。しかし法務局は、その内容までチェックをしてくれるわけではありません。

従来、自筆証書遺言は、相続が発生した場合には家庭裁判所の検認が必要でしたが、法務局に保管することにより、その検認は不要となります。とはいえ法務局の遺言書保管官は、保管の申請があった遺言書について、「形式的に」有効か無効かの確認を行うだけで、その遺言書の「内容」が有効か無効かを判断して受け付けてくれるわけではないのです。

さらに、検認手続きが不要になったといっても、保管していることの証明書を発行してもらうのに、遺言者の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本と、相続人全員の戸籍謄本・住民票が必要になります。手間自体は検認と大差ありませんし、署名

が乱れていて「あ、これはお父さんの字じゃない」などという遺言書の効力に関わる問題も起きかねません。

これに対して公正証書遺言は、公正証役場の公証人が関与して、公正証書で残す遺言書です。自分一人で書く自筆証書遺言と比べると、公証人という専門家のチェックが入り、その専門家との共同で遺言書を残せるため、遺言内容に確実性があり、遺言の効果についても無効になることが少ないのが大きな特徴です。

### ●公正証書遺言とは

公正証書とは、公証人が個人や法人から委嘱された内容を基に作成した文書（公文書）のことをいいます。契約書、離婚協議書、そして今回説明している遺言書などを公正証書として作成できます。

遺言を公正証書で残しておきたいというニーズの根底には、相続人に争ってほしくないという思いがあります。公証人は、裁判官、検察官、法務事務官などを長く勤めた、法律実務に明るい経験豊かな専門家です。遺言の内容に法的に問題がないかどうか、他の相続人の権利を侵害していないかなどのアドバイスをもらうことができます。そして、公正証書として作った遺言書は、過去の裁判例でも、無効になったり、内容に疑義が生じることは極めて少なくなっています。

### ●公正証書遺言のニーズ

自筆証書遺言に比べて法的確実性の高い公正証書遺言ですが、どのような場合に使うべきなのかを考えてみましょう。

一言でいうと、相続人間であまり話し合いができる環境ではない場合です。私の実務の経験からいうと、公正証書遺言は、中は半紙のような

薄い紙を綴じてあり、署名（公証人を含めて）以外は全て印刷され、自筆証書遺言とは異なる厳正な印象があって、ちょっと口を出せる感じがしないのです。

以下に列举するようなケースの際に使うと効果が高いと思います。①民法で決められた法定相続分とかけ離れた割合で分けたい（遺留分に注意する必要あり）、②子供がいないので配偶者と兄弟が相続分を持つが、集まって話しにくい、③検認や内容の疑義などの面倒を相続人にかけたくない。

### ●公正証書遺言のメリット・デメリット

メリットは、大きく以下の4点です。①公証人が作るので偽造や変造の恐れがない（遺言者が口頭で公証人に内容を伝え、公証人が記述する。弁護士などの専門家が手伝わると、スピーディーに終わられる）、②公正証役場で保存されるので紛失の恐れがない（原則として20年間は保存となっているが、遺言者が生存中は保管されているケースが多い）、③家庭裁判所による検認がない（証人2人が立ち会うことから、その真偽が問題になることはほとんどない）、④歩けない・話すことができない・耳が聞こえない人でも作成できる（たとえ施設に入所していても公証人が出張してくれるし、話せず耳が聞こえなくても公証人が対応してくれる）。

一方、デメリットは、①事前に公証人との打ち合わせが必要など手間がかかる（弁護士や税理士に依頼すれば多くは任せることができる）、②費用が掛かる（財産の額によって変動するが、財産5千万円で3万円、1億円で5万円ほど）、③推定相続人やその配偶者・直系血族など以外から、証人2人を探さねばならない、などです。